

令和2年4月吉日

各位

仙台ヘアメイク専門学校

### 学校再開における感染予防措置について

日本国内の感染の状況について、引き続き持ちこたえているものの、学校再開に向けて地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に変わりありません。引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう、学生本人はもとよりご家庭におかれましてはご指導をくださいますようお願いいたします。

## 1 感染症対策について

### ①基本的な感染症対策の実施

#### 1) 感染源を絶つ

発熱等の風邪の症状がみられる学生等については、自宅で休養することを徹底してください。教職員についても同様の対応とします。

◎ 毎朝の検温及び風邪症状の確認を各ご家庭にてお願いします。

◎ 登校前に確認できなかった学生等については、昇降口での検温及び風邪症状の確認。

#### 2) 感染経路を絶つ

◎ 手洗いや咳エチケットを徹底する。

◎ 教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行います。

#### 3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけた生活を送るように各ご家庭と連携しながら指導してまいります。

## ②集団感染のリスクへの対応

### 1)換気の徹底

教室等のこまめな換気を実施します。（可能であれば2方向の窓を同時に開ける）。衣服等による温度調節ができるよう軽く羽織るものを用意するなど各自の準備をお願いいたします。

### 2) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

学校においては人の密度を下げることには限界があり，学校教育活動上，近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから，飛沫を飛ばさないよう，教室ではマスク等を装着するようお願いいたします。

## ② 出席停止等の扱いについて

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には，当該児童生徒等に対し，学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置を取ることとします。なお，後者の場合において，出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は，感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。

また，児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは，自宅で休養するよう指導します。この場合の出欠の扱いについては，「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで，校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱います。

これらの場合，「欠席日数」とはせずに，「出席停止の日数」として記録します。

## ③ 海外から帰国した児童生徒等への対応について

帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域（※）」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域（※）」に滞在歴のある児童生徒等は，政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で，健康状態に問題がなければ登校して構いません。

なお，検疫強化対象地域等は今後変更があり得るので最新の情報に注意してください。